

2023年度教員免許事務に関する研修計画について

教員免許事務に関して、国公私立大学の教職員が受講可能な講習会等を開催している団体として次の3つあります。

- ①大学教務実践研究会
- ②京都地区私立大学教職課程研究連絡協議会（京私教協）
- ③四国地区大学教職員能力開発ネットワーク（SPOD）

これら3つの団体において、主に事務職員を対象とした教員免許事務に関する講習会等のプログラムが提供されています。私はこの3つの団体の教員免許事務に関する講習会等にすべてかかわっております。

2023年度は例年より1か月早く5月から講習会を開催し、例年同様、翌年2月まで行います。2023年度は次頁に一覧で掲載しておりますとおり、11の講習会等の開催を予定しております。

1年間のうち、8月のSPODフォーラムまでと、9月以降のプログラムで大きく2つのテーマをもって開催したいと考えております。

まず前半の5月から8月までは、初步的な内容から始め、最終的には具体事例において適切な法令を適用できるまでの知識の獲得を目指します。

具体的な流れとしては次のとおり予定しております。

5月・6月は教員免許事務の学び方や法令の読み方といった、初任者講習に先駆けた教員免許事務が初めての方に向けた初步的な内容とします。これらの内容を踏まえ、7月は教職に特化した教職課程特有の用語に関する講習を行い、教員免許事務に関する知識の定着を図ります。そして、8月のSPODフォーラムでは、これらの知識をもとに具体的履修相談事例をもとに、法解釈や法令適用の場面をイメージできるようにします。

後半は次年度の準備にあたり、カリキュラム改革等、教育課程の変更が行われることがあります。そのような状況に対応できるように、法令上開設が必要な科目は何かということから、科目開設上の規定や、必要最低教職専任教員数等をはじめとする教職課程の水準維持に必要な規定の知識、変更手続きの方法に関する知識の獲得を目指します。

また、後半は、事務職員の関わり方について、課程認定申請や変更届をテーマに教員との連携についても扱う予定です。

具体的な流れとしては次のとおり予定しております。

9月は法令上の最低修得単位数が規定されている別表第1を理解することでまずは免許状取得に関する最低修得単位数について理解を深めます。その上で、科目開設や教職専任教員の最低基準について規定している教職課程認定基準に関する知識を修得します。そのことを踏まえ、教育課程の変更届を作成できるよう具体的変更実務を遂行できるまでの知識を獲得します。

なお、教員免許事務は教務事務の一部であり、教務事務の全体像もつかんでおく必要があります。教務事務の全体像をつかむためには大学設置基準の理解が欠かせません。大学教務実践研究会の教務系初任者向け講習会、教務系事務部門中堅職員向け講習会、課題研究フォーラム、そしてSPODフォーラムにおいて、大学設置基準に関するプログラムの開講が予定されています。それらの講座もあわせて受講することで教員免許事務を理解することができる考えております。SPODフォーラムの講座を除き、アーカイブ配信を行います。教務事務・教員免許事務に関して知識獲得を希望されている皆さんの積極的な受講をお待ちしております。

2023年4月2日

小野 勝士

(大学教務実践研究会教員免許事務プロジェクトメンバー代表)

2023年度教員免許事務関係の講習会開催予定一覧

月	主催	開催予定行事名称・テーマ・概要
5月	①	【教員免許事務担当者講習会】教職課程事務の学び方について 教職課程事務に関する知識の獲得方法について、参考書籍やウェブサイト、今年度開催が予定されている各種講習会等を紹介。また、この業務で形成されているネットワークの活用方法や活用上の注意点について扱う。
6月	②	【教員免許事務勉強会】法令の読み方① 法令用語、通知文の条文資料の読み方について～教育職員免許法等をもとに～ 教育職員免許法を例に「及び」「並びに」をはじめとする法令用語の解説や、改正通知が届いた際の通知文の読み方について扱う。
7月	①	【教員免許事務担当者講習会】教職課程事務に関する基本用語の理解 新法・旧法・旧旧法はどの年度の入学生から適用されるのかといった内容から入り、その説明に付随する一種・二種免許状とは、別表とはといった法令に関する初步の用語の理解に努めることとする。
8月	③	【SPOD フォーラム 2023】事例で考える最新教職法令の読み方と履修相談対応 卒業生からの履修相談について、旧法から新法への読み替え、別表第4による取得、流用規定による取得と法令の知識が必要な事例の対応方法を解説。履修相談の基本的な考え方から法解釈・適用の具体例を扱う。
9月	②	【教員免許事務勉強会】法令の読み方② 別表第1の読み方 カリキュラム変更を検討するにあたって、見落としてはいけない、カリキュラム設計の基本となる法令上の根拠について別表第1についての理解を深める。
	①	【教員免許事務担当者講習会】カリキュラム変更上の基礎知識 単位修得のルールである教育職員免許法・同法施行規則と科目開設のルールである教職課程認定基準・課程認定審査の確認事項の関係について説明する。あわせてカリキュラムに関する実地視察での指摘事項の変化も確認する。
10月	①	【教務系事務部門中堅職員向け講習会】教職課程における事務職員の立場・役割について～課程認定申請の事例をもとに～ 「申請にあたり押させておくべき事柄」「学内各部署・部門との関係」「申請実務担当者と管理職の役割」「職員主体に関わる事柄」「履歴書・教育研究業績書の作成」「指摘が来た時に慌てないように準備しておく事柄」「認定課程の運営」等を題材に考える。
12月	②	【教員免許事務勉強会】法令の読み方③ 教職課程認定基準の読み方 教職専任教員数・開設授業科目関係を中心に必ず押させておくべき規定について理解を深める。
	①	【課題検討フォーラム】どうする？履歴書・教育研究業績書の執筆依頼！～課程認定申請・変更届提出を控えて～ 具体的取り組み事例の報告をもとに、履歴書・教育研究業績書の先生方への執筆依頼、確認事項についてノウハウを共有します。 【課題検討フォーラム】事例で学ぶ教員免許事務（教育課程の変更届） 想定される具体的な変更事例を複数提示し、変更届の作成の様子を画面共有機能を用いて参加者と共有する。
2月	①	【教員免許事務担当者講習会】変更届提出前のチェックポイントについて 12月に公表される令和8年度開設用手引きをもとに提出直前の確認事項のおさらいをする。

主催 ①：大学教務実践研究会、②：京都地区私立大学教職課程研究連絡協議会、③：四国地区大学教職員能力開発ネットワーク